



平成 29 年 1 月号

# 市場事務所便り

社会保険労務士 市場 敬将

〒381-1231

長野市松代町松代 9 0 8

電話 : 026-278-3555 F A X : 026-278-3540

e-mail : [ima@ichiba-sr.com](mailto:ima@ichiba-sr.com) URL : [www.ichiba-sr.com](http://www.ichiba-sr.com)

## 2017 年「雇用保険」はこう変わる！



### ◆1月1日以降:65歳以上への適用拡大

今年12月末までは、「高年齢継続被保険者」に限り、65歳以上の方も雇用保険の適用対象となっていますが、2017年1月1日以降、(1)1週間の所定労働時間が20時間以上であり、(2)31日以上雇用見込みがある方は、「高年齢被保険者」として雇用保険の被保険者となります。

### ◆適用拡大に伴う企業の実務

上記の適用拡大を受け、以下の手続きが必要となります。

高年齢継続被保険者である方を1月1日以降も継続して雇用している場合は、自動的に被保険者区分が変更

されますので、手続きは不要です。

2016年12月末までに65歳以上の方を雇用し1月1日以降も継続して雇用している場合は、ハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」を提出します。

1月1日以降に適用対象となる65歳以上の方を新たに雇用した場合も同様の手続きが必要です。

### ◆対象者に係る手続きのタイミング

新たに雇用した方が適用要件を満たす場合は、雇用した日の翌月10日までに提出します。

2016年12月末までに雇用した適用対象者の場合は2017年3月31日までに提出します。雇入れ後の労働条件変更により適用要件を満たすこととなった場合は、労働条件変更の日の属する月の翌月10日までに提出します。

### ◆4月1日以降:雇用保険料率引下げ等

12月8日に、厚生労働省の労働政策審議会(雇用保険部会)で雇用保険制度改正案の報告書が了承され、来年の通常国会に雇用保険法などの改正案が提出される見通しです。

この報告書によれば、2017年度から3年間、労使折半で負担する雇用保険

料を0.8%から0.6%に引き下げます。

また、失業手当の給付額を1日当たり136～395円引き上げ、倒産や解雇で離職した30～44歳の方(被保険者期間1年以上5年未満)の支給日数を120～150日にします。有期契約労働者が雇止めにより離職した場合の支給日数を拡充する措置は、5年間延長します。

さらに、通常国会には育児休業期間を最長2年とする改正案も提出される見通しですが、育児休業給付についても給付期間を最長2年とし、支給率を休業開始から半年は賃金の67%、半年経過後は50%とすることも盛り込まれています。

## 売り手市場が続く中、「多様な選考機会」を検討する企業が増加



### ◆売り手市場が続く！

ここ数年、新卒採用は「売り手市場」が続いており、企業は採用活動を活発化させています。新卒採用にかかわらず、人手不足の中、採用難を感じている企業も多いことでしょう。

一般社団法人日本経済団体連合会(経団連)が会員企業を対象に実施した「2016年度 新卒採用に関するアンケート調査」(調査期間 2016年7月5

日～8月22日、回答社数709社)によると、2017年4月入社対象の採用選考活動について、採用選考活動を実施した企業(実施予定も含む)の割合は96.8%と高水準で推移しているそうです。

2017年入社については「前年と比べて売り手市場であった」(71.3%)、「前年と変わらなかった」(26.2%)と回答した企業が多数を占めており、2016年入社においても9割弱が「前年よりも売り手市場であった」と回答していることから、売り手市場の状況は続いていることがわかります。

### ◆多様な選考機会を提供する企業が増える？

上記の調査では、「新卒一括採用についての現在と今後の基本方針」についても聞いており、現在の考え方としては、「春季一括採用のみ実施」(45.8%)との回答が最も多かったものの、今後については「春季一括採用を基軸としつつ、多様な選考機会を設ける」(53.6%)とする回答が最も多く、「春季一括採用のみ実施」とする回答(27.6%)よりもかなり多くなっています。

現状では春季一括採用を実施している企業でも、今後は多様な選考機会を検討していく例が増えていくことが予想されます。

### ◆経営環境の変化を踏まえた選考活動の検討

また、多様な選考機会を提供する理由としては、「様々な機会を設けることで優秀な人材を確保しやすくするため」(87.3%)との回答がトップで、「既卒者、留学生、外国人など多様な人材を確保するため」(74.8%)、「経営環境の変化を踏まえ、柔軟に必要な人材を採用するため」(71.3%)との回答が続いています。

人手不足やグローバル化の時代に向けて、現状の採用活動だけでは対応しきれないことを企業も感じ始めているようです。

#### ◆中小企業も柔軟な発想が求められる

売り手市場が続く中、大手企業以上に採用活動に苦慮している中小企業は多いでしょう。

今後は、一時的な「売り手市場」「買い手市場」などの動向に惑わされず、長いスパンでみた独自の人材確保策を模索していくが必要になってくるでしょう。

### 「残業規制」時代到来！ 今こそ残業削減の取組みを



#### ◆「残業」に対して厳しい時代

残業を規制する気運が高まっています。

政府が取り組んでいる「働き方改革」において長時間労働の是正が重要な柱とされており、さらに電通事件の社会問題化、過労死等防止対策推進法の施行、初の「過労死白書」発行などもあり、「残業」には特に厳しい目を向けられるご時勢となりました。

#### ◆現行法における残業時間の上限は？

法律上、認められている労働時間・残業時間をおさらいしておきます。

まず、労働基準法において労働時間は「1日 8 時間、週 40 時間」と定められていますが、労使間でいわゆる「三六協定」を締結し、労働基準監督署に届け出ることで、「月 45 時間、年 360 時間」までの時間外労働が認められます。

さらに三六協定に「特別条項」を付けることで、繁忙期や納期直前といった臨時の場合に「上限なし」の時間外労働までもが可能となります。

厚生労働省「平成 25 年労働時間等総合実態調査」によれば、三六協定を締結している企業は、大企業では 94% もあったのに対し中小企業ではわずか 43%にとどまっています。

#### ◆特別条項付三六協定だけでは対応不足

今のご時勢、「特別条項付三六協定」を締結しているからといって安心できません。

前述の電通でも「月間 70 時間まで」とする特別条項付三六協定を締結していましたが、事件を未然に防ぐことができませんでした。また、政府は現在、「残業時間の上限規制強化」や「違反企業への罰則の厳罰化」を検討しています。

企業にとっては、法的対応は当然として、さらに抜本的な残業削減の取組みが必要です。

#### ◆残業削減のカギは「管理職」にあり

読売新聞社が 12 月に発表した、全国主要企業を対象としたアンケートによれば、「残業時間に上限を設けた場合、業務に支障あり」と回答した企業は 47%、「支障なし」と回答した企業は 45%でした。

長時間労働を減らすうえでの課題（複数回答）としては、「管理職の意識改革」が最多の 92%でした。具体的な残業削減の方法は企業規模や業種、企業風土によって千差万別ですが、カ

ギとなるのは「管理職」ということで各社共通しているようです。

残業削減を実現できれば残業代も減額されますので、会社にとって大きなメリットとなります。会社のためにも従業員のためにも、今こそ残業削減に着手すべきだと言えます。

### ～今月のことば～



—「歴史はくり返す」と昔からいわれています。わたくし自身はかならずしもそうは思っていないのですが、かなりそのとおりと確信している人が多くいます。なるほど、歴史をふり返ると、そう考えても間違っていないように思われる共通点がある。たとえば、国力が弱まり社会が混沌としてくると、人びとは強い英雄(独裁者)を希求するようになる。また、人びとの政治的無関心が高まると、それに乗じてつぎつぎに法が整備されることで権力の抑圧も強まり、そこにある種の危機が襲ってくるともう後戻りはできなくなる。あるいはまた、同じ勇ましいフレーズをくり返し聞かされることで思考が停止し、強いものに従うことが一種の幸福感となる。そして同調する多くの仲間が生まれ、自分たちと異なる考えをもつものを軽蔑し、それを攻撃することが罪と思われなくなる、などなど。そうしたことはくり返されている。と、やっぱり歴史はくり返すのかなと思いたくなってしまいます。

それに、歴史は人間がつくるものなのです。つくった当事者は去っていても事実は残ります。そのあとに、その当事者とはまったく異種の間人が生まれ育たないかぎり、多分に同じようなことをするに違いないのです。征服欲、虚栄心、攻撃性、名誉欲、暴力への恍惚といった感情が、素地として植えつけられた人間があとを継ぐ限り、太平洋戦争のように国民が大政翼賛の空気に押し流さ

れ、ちょっとしたきっかけで暴発することは、永遠にくり返されるのかもしれませんが、人間が断々乎として、無謀で悲惨な殺し合いを拒否する意思を保たなければ、歴史はくり返すというほかはないかと、いまはわたくしもそう考えないわけにはいかないかなという気持ちになっています。

『B面昭和史 1926-1945』

半藤 一利 著

### ～事務所よりひとこと～



新年明けましておめでとうございます。

本年もどうぞ宜しくお願い致します。

新年早々物騒な話で恐縮ですが、先日実家へ帰省したところ、隣家に空き巣が入った話を父から聞かされ驚きました。その隣家は昔、地元では有名企業の会長さんが住んでいたという所謂お屋敷で、今は空き家となっています。

暮れのある日の深夜、物音で目覚めた父が外を覗いてみると、隣家の敷地に人影が見え、一目で泥棒だと思った父が「何やっているんだ！」と怒鳴ったところ、陶器の割れる音と共に、その人物は慌てて逃げていったそうです。すぐに警察を呼びましたが手がかりはなく、夜が明けるのを待ったところ、何と隣家の扉に縄梯子が掛けてあり、その下には縄でくくられた骨董品が割れているのが発見されたそうです。身近に犯罪が起きたのは気味が悪いことですが、状況を聞く限りでは何とも古典的で、鼠小僧のような手口に苦笑してしまいました。

家族共々心穏やかにこの1年を過ごしたいと強く思います。

本年の皆様のご多幸とご健康をお祈り申し上げます。(寺島)